

グループホームふるさとおいわけ

運 営 規 程

グループホームふるさとおいわけ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人追分あけぼの会が開設する認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）「ふるさとおいわけ」（以下「ホーム」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ホームの従業者が、要支援及び要介護状態にある入居者に対して適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ホームの運営に当たっては、介護保険法の基本理念に基づき、入居者との信頼関係を基本として入居者を平等に処遇し、明るい環境の中で利用者が安心して生活できる「生きがいのある生活の場」を目指すことを方針とする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ふるさとおいわけ
- (2) 所在地 北海道勇払郡安平町追分中央1番地41

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ホームに次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤兼務）
計画作成担当者は、適切なサービス提供がされるよう介護計画を作成するとともに連携する介護保険施設や医療機関との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従事者 13名（常勤専従10名、常勤兼務2名、非常勤専従1名）
介護従事者は、入居者に対して必要な介護及び世話、支援を行うとともに入居者が安心して過ごせるような環境作りをする。

(入居定員)

第5条 ホームの入居定員は、18名とする。

内訳 1ユニット9名の2ユニット

(従業者の心得)

第6条 従業者は、施設の目的及び方針に遵守し、地域密着型サービスの主旨である地域性を重んじ、利用者の処遇向上に努めること。

- 2 従業者は、入居者及びその家族の知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は退職後においても継続するものとする。

(入退居について)

第7条 事業の対象者は、要介護者（要支援者含）であって認知症の状態にある者のうち、少人数における共同生活を営むことに支障のない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院加療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。
- 4 入居者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 入居者は入居申込みに際して、介護保険被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間等を明らかにしなければならない。

(利用料金等)

第8条 ホームの利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の1割から3割とし、法定代理受領分以外は、介護報酬の告示上の額と家賃及び食費、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、サービス提供において供与される便宜のうち、本人負担が適当と認められる日常生活費等の額は、重要事項説明書に記載するものとする。

(介護計画の作成)

第9条 計画作成担当者は、事業のサービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて地域における活動への参加の機会や援助の目標達成のための具体的サービス内容を記載した介護計画書を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じて作成した介護計画について、入居者

及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

- 3 計画作成担当者は、介護計画書を作成した際には、当該指定認知症対応型共同生活介護計画を入居者に交付するものとする。

(提供するサービス)

第10条 ホームが提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- 2 入浴、排せつ、食事、着替え、整容等の介助
- 3 日常生活上の世話
- 4 日常生活上での機能訓練
- 5 日常生活上の相談や援助

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、ホームを利用中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者へ連絡する。又、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとし家族へも連絡しなければならない。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第12条 ホームの利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

入居者は、計画作成担当者の作成した介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- 2 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- 3 他の入居者や従業者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。又、ホームの秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することを行わない。
- 4 入居者は、ホーム内の建物、備品等の使用時の破損時には、速やかに管理者へ報告するとともに清潔保持、整理、その他の環境衛生の保持のためホームに協力する。
- 5 所持品や備品の持込みについては、従業者に確認の上で使用する。また、管理に関しては各個人がその責を負うこと。

(非常災害対策)

第13条 ホームは、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 ホームは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 ホームは、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情処理)

第15条 ホームは、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村からの質問若しくは、照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 入居者、家族等からの苦情に関する窓口を設け苦情があった場合は速やかにその措置を講じ、処理の結果を当該者及び関係機関に報告すること。

(衛生管理)

第16条 ホームは、入居者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 ホームにおいて食中毒及び感染症が発生し、又は、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。これらを防止するために必要に応じて保健所等関係機関の助言や指導を受けるとともに研修等で従業者の防止意識を高める。

(地域との連携)

第17条 ホームは、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等交流に努める。

2 ホームは、概ね2ヶ月に1回以上、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を開催する。サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 地域の小、中、高校等の体験学習や見学、交流等を受け入れて積極的に世代間交流の場を提供する。

(個人情報保護)

第18条 ホームは、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ホームの従業者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又は、その家族の個人情報を漏らさぬよう必要な措置を講ずる。
- 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者又は、その家族の同意を得る。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 ホームは、従業者の資質向上のためにその研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の充実を図るものとする。
- 2 入居者の個人情報の保護に関しては、個人情報使用同意書に基づき、第三者への情報提供は収集目的の範囲内とし、「追分あけぼの会個人情報に関する規則」を遵守する。
 - 3 入居者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行わないものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人追分あけぼの会とホームの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成26年 7月 1日から実施する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から実施する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から実施する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から実施する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から実施する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から実施する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から実施する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から実施する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から実施する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から実施する。